

IV 分野別方針

1. 土地利用の方針

1-1. 基本的な考え方

■中心市街地の活性化と計画的な土地利用の推進

多賀城駅周辺は、本市の玄関口として位置づけ、市民の便利な生活を支え、市内外の人々の交流を促すために、活性化を図ります。

こうした都市的土地利用と自然的土地利用とが調和した良好な市街地の形成を進めていくため、今後も現在の区域区分を基本としますが、社会情勢の変化や要請等に応じて、区域区分の見直しを行う場合には、これらの調和に配慮しながら、計画的な土地利用を図ります。

市街化区域では、現在の用途地域を基本としながら、土地利用の方針に基づき、必要に応じた見直しを行い、土地利用の適正な規制誘導を図るものとします。

なお、まちづくりに関する地域の取組において地域地区の指定・変更の意向がある場合には、都市計画提案制度を活用した指定変更を検討していきます。

また、それぞれの地区により良好な居住環境の創出を図る必要がある場合には、地区住民との合意に基づいて地区計画制度等を活用し、個々の土地利用や建物の形態・意匠等について、規制誘導を図ります。

■地域の特性を活かした良好な市街地の形成

個性や魅力にあふれ、住むことに誇りや喜びを感じられるまちを目指し、本市を特徴づける歴史、文化等の地域の特性を活用した市街地の形成を図るとともに、居住環境の改善を進め、市民が快適に暮らし続けることができる良好な市街地の形成を図ります。

■農地や樹林地と調和した土地利用の形成

本市では、限られた市域の中に、良好な農地や自然豊かな樹林地が分布しています。人口減少の進行を踏まえ、これまで築いてきた既存ストックを活かしたより良い定住環境の形成に向けて、農地や樹林地と調和した良質な市街地の形成を図ります。

【コラム：都市計画提案制度とは】

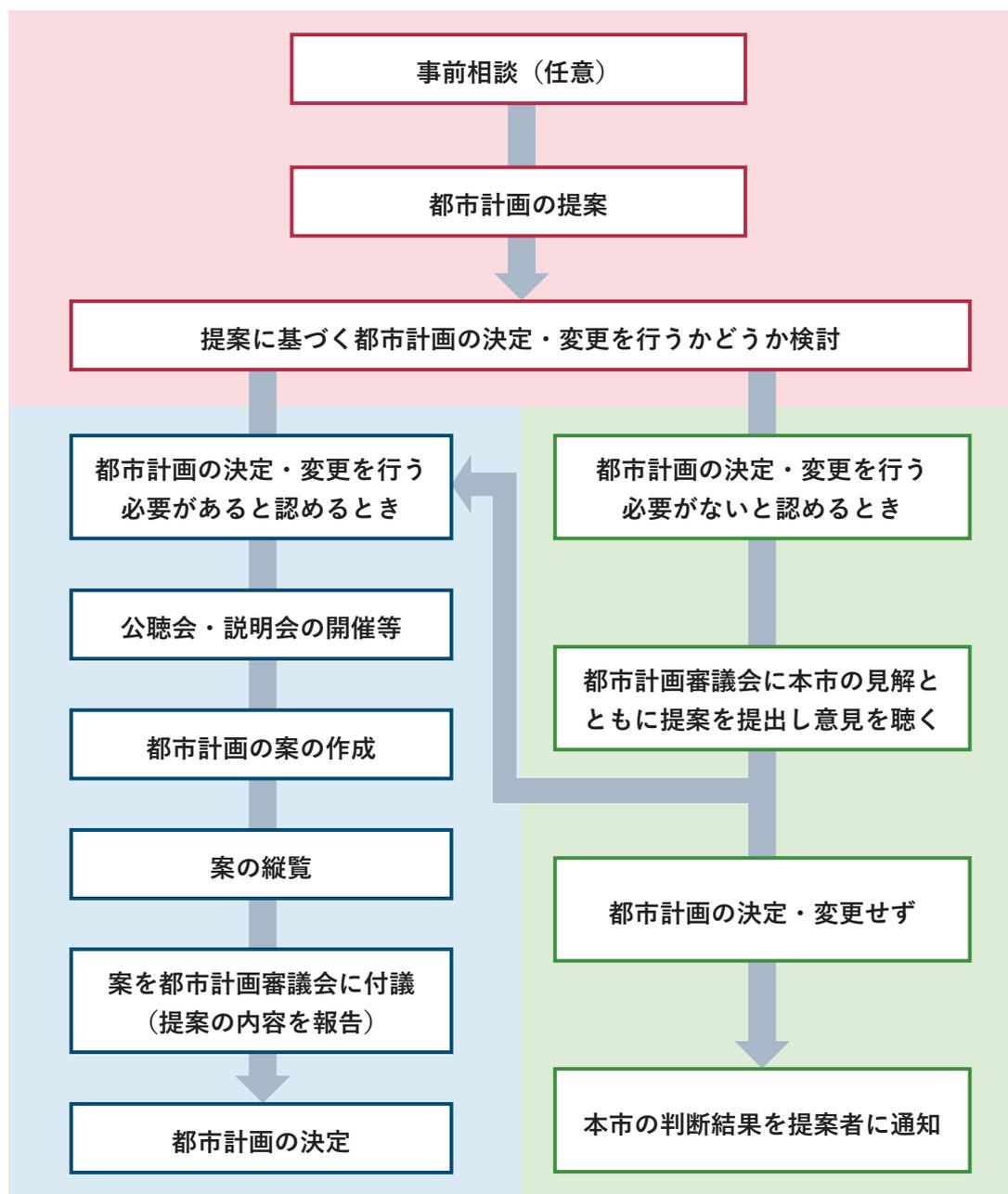
1. 都市計画提案制度の概要

都市計画提案制度は、都市計画法と都市再生特別措置法に基づく制度です。

都市計画法に基づく提案制度は、まちづくりに対する地域の取組等を都市計画に反映させるもので、また、都市再生特別措置法に基づく提案制度は、民間の力を最大限に活用して、都市再生の核となる都市再生事業を推進するものです。

本市では、これらの制度を活用しながら、きめ細かなまちづくりを進めていきます。

2. 手続きフロー



1 - 2. 市街化区域

(1) 住居系土地利用

○良好な居住環境を有する住宅地の維持・形成

低層戸建住宅が多く立地する専用住宅地では、引き続き、住宅のほか日常生活に必要な施設が立地する住宅地の維持・形成を図ります。また、住宅を主体としながら、商業施設や公共施設等が併存する一般住宅地では、今後も、居住環境との調和を図りながら多様な用途が共存する住宅地の維持・形成を図ります。さらに、専用住宅地、一般住宅地ともに空家の解消や空家にしないための予防保全の取組に努めます。

○地域の特性に応じた良好な住宅地環境の創出

質の高い住宅地の形成に向け、地域の特性を活かした統一感のある美しい街並みや緑豊かな居住空間の形成を図るとともに、特別史跡多賀城跡周辺や山王・南宮地区等の歴史的建造物が多く残る地区では、歴史、文化資源と調和した住宅地の維持を図ります。

○未利用地の宅地化促進

限られた土地を有効に活用し、まとまりある市街地を形成するため、市街地内に残る未利用地については、必要な基盤施設を備えた宅地開発の誘導により、宅地化の促進を図ります。

○歴史・文化の研究・発信機能の維持・充実

多賀城駅や国府多賀城駅に近接して立地する各種文化施設等について、多賀城の歴史・文化を調査・研究・発信する機能の維持・充実を図ります。

主な施策の方針

- ・良好な住宅地環境を有する地区では、地区計画制度の運用により良好な住居環境の維持を図ります。
- ・宅地開発が行われる場合には、適切な土地利用の規制誘導を行います。
- ・良好な景観を有する地区では、景観法等を活用して、景観の保全を検討します。
- ・歴史、文化資源を有する地区では、多賀城跡周辺の整備について本市が実施する復元工事の推進を図ります。
- ・空家解消のため、空家バンクの活用促進を図ります。

(2) 商業系土地利用

○本市の玄関口に相応しい中心商業地の形成

本市の玄関口に相応しい商業地の形成に向け、都市拠点となる多賀城駅周辺については、商業施設、業務施設のほか、商業地の形成に資する文化施設、医療・福祉施設等の機能が集積し、多くの人が集まる中心商業地の形成を図ります。さらに、市内外の多様な世代の交流を促すため、公共及び民間の施設を利活用した交流の機会の創出に努めます。

○地域の生活の中心となる商業地の維持

日常的に利用できる小売、飲食等の商業施設等が立地し、地域生活の中心となる地区については、近隣住民等の暮らしやすさを確保するため、引き続き、良好な商業地の維持を図ります。

○幹線道路の利便性を活かした商業地の維持

(都)一国幹線(国道45号)や(都)八幡築港線(産業道路)をはじめとする主要幹線道路等の沿道に発展した商業地については、引き続き、交通利便性を活かした商業施設、サービス施設、業務施設等の維持を図ります。また、宅地開発が行われる場合には、良好な市街地が形成されるように適切な規制・誘導を行います。

主な施策の方針

- ・多賀城駅周辺土地区画整理事業及び多賀城駅北地区第一種市街地再開発事業により整備した図書館、子育てサポートセンター等の施設について、多様な世代の市民や来訪者の交流の拠点として利活用を図ります。
- ・多賀城駅周辺では、市の玄関口に相応しい魅力的な景観形成に向け、駅前広場や道路といった基盤施設の維持・活用を進めます。
- ・宅地開発が行われる場合には、適切な土地利用の規制誘導を行います。

(3) 工業系土地利用

○本市の産業・雇用を支える産業地の維持・形成

臨海部の工業専用地及び工業地については、基盤施設や緑豊かで良好な就業環境の維持により、多くの企業に選択される魅力ある工業地の維持を図ります。

工業地については、併存する住宅との調和を図りながら、工場等の立地を促進します。

主な施策の方針

- ・街路樹、植栽帯等、公共施設における緑の維持を図ります。
- ・開発行為等が行われる場合には、多賀城市開発指導要綱等に基づき、適切な土地利用の規制誘導を行います。
- ・包括連携協定を活用し、民間と本市がそれぞれの特性や資源を活かした緑の創出に向けた取組を推進します。

1－3. 市街化調整区域

(1) 農地

○優良な農地の保全

本市の西部及び北西部に広がるまとまった優良農地については、今後とも、農地の保全により市街地の拡大を抑制することを基本としながら、都市計画道路等の整備推進にあわせて、必要に応じて土地需要に対応した土地利用への転換を検討します。

主な施策の方針

- ・農用地区域等の制度を活用し、優良農地の保全を図ります。

(2) 樹林地

○歴史的風致を形成する樹林地の保全と活用

特別史跡多賀城跡に広がる樹林地については、史跡と一体となって歴史的風致を形成していることから、その保全を図ります。また、身近に自然や歴史に親しむことができる場として活用を図ります。

○歴史・文化を発信する拠点機能の活用

特別史跡多賀城跡附寺跡等の歴史的遺構や文化財の保存・活用を図り、市民の誇りとして、また、本市を代表する観光拠点として活用を図ります。さらに、本市固有の資源の再発見と活用のための環境整備を支援し、広域的な視点を持ちながら本市ならではの観光の創出を図ります。

主な施策の方針

- ・特別史跡多賀城跡附寺跡と一体となった樹林地については、現行の法規制等に基づき、保全や適切な維持管理及び利活用を促進します。
- ・史跡の利活用や継承を担う、ボランティアガイドや地元協力団体の高齢化による担い手不足等の課題解決に向けた取組の方向性を検討します。
- ・市民参加により、草花の植樹や里山体験学習等、緑地や草地、樹林地の活用に向けた方策を検討します。
- ・本市固有の資源の再発見及び活用のための環境整備により、観光の創出を図ります。

1-4. 土地利用検討地区

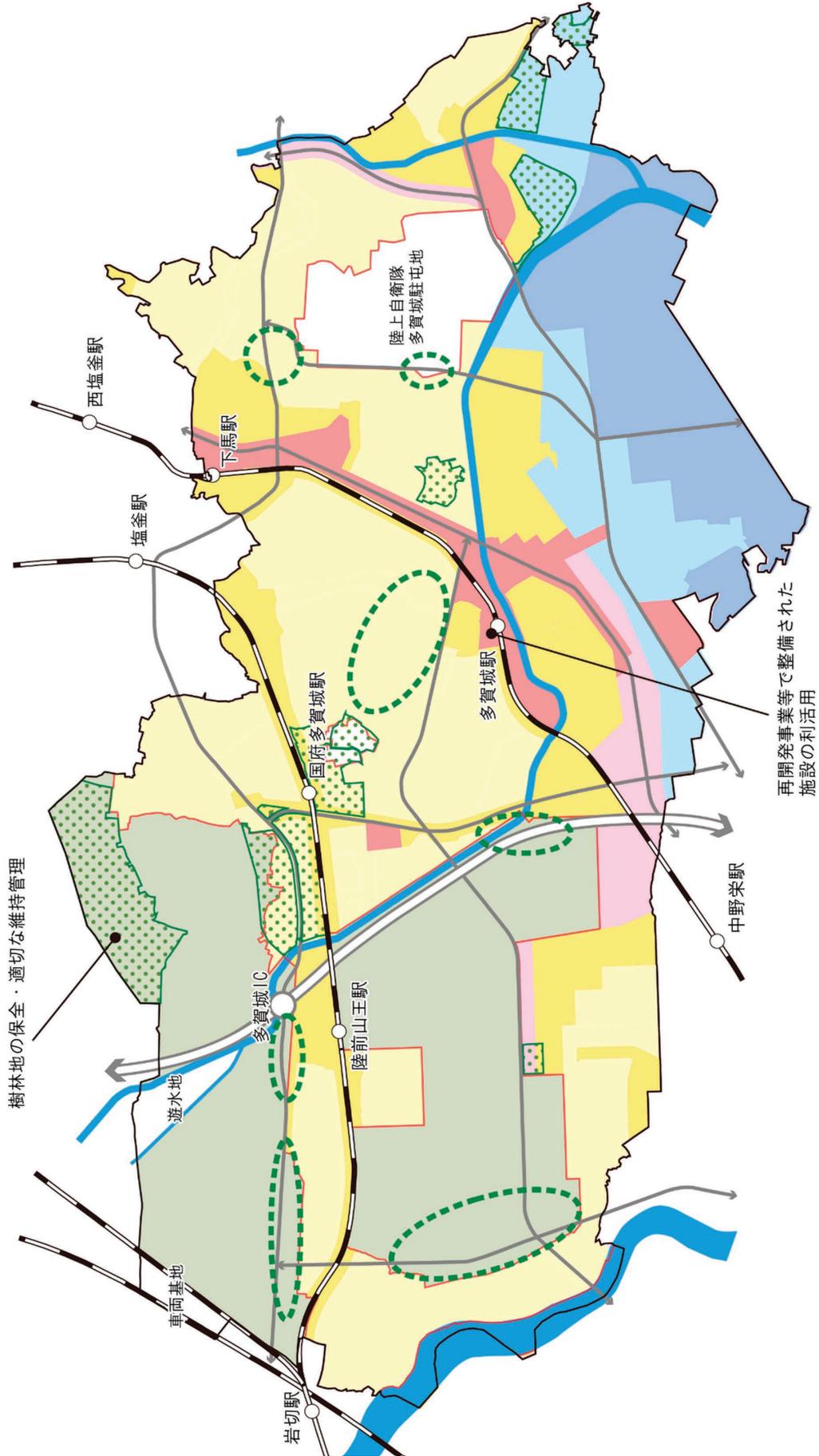
○地域地区の見直しも見据えた土地利用の検討

大規模な跡地や空き宅地が生じた場合には、都市の将来像を実現するための戦略的な土地利用を検討するとともに、必要に応じて用途地域の変更や地区計画の指定等を検討していきます。

○交通利便性を活かした土地利用の検討

インターチェンジ周辺や幹線道路沿道等の交通利便性の高い地区については、宅地需要等を踏まえた土地利用を検討します。また、宅地開発が行われる場合には、良好な市街地が形成されるように適切な規制・誘導を行います。

【土地利用の方針図】



凡 例

	土地利用検討地区		専用住宅地		沿道型商業・業務地		工業地		農地・樹林地		大規模公園・緑地
	一般住宅地		商業・業務地		工業専用地		農地・樹林地		市街化区域		

2. 道路・交通体系の方針

2-1. 基本的な考え方

■安全で便利な都市活動と産業活動、交流を支える道路網の構築

安全で便利な都市活動と活発な産業活動、市内外との交流促進を支えるため、道路網の構築を進めるとともに、計画的かつ適切な維持管理を図ります。また、市民生活の安全性を高めるため、道路が有する防災面の機能の強化を図ります。

■人にも環境にもやさしい交通体系の構築

将来的な少子高齢化の進行を見据えて、交通弱者が安全で便利に移動できる交通環境を整えるとともに、環境にやさしく脱炭素社会の実現に資する交通手段の利用を促進します。駅やバス停が遠い公共交通の空白地域の利便性向上、歩行者ネットワークの形成、自転車利用の促進を図ります。

2-2. 道路の方針

(1) 幹線道路

○交通需要及び路線機能を踏まえた幹線道路網の構築

計画的に整備が進められてきた本市の幹線道路網について、人や物の円滑な移動を支えるため、適正な維持管理・更新を図ります。また、未整備区間の整備を推進し、周辺の市町との連携、交流の促進に向けた道路網の強化を図ります。

主な施策の方針

- ・広域的な交通需要に対応する主要幹線道路として位置づけられる都市計画道路の未整備区間の整備と整備済み区間の計画的な維持管理を関係機関に働きかけます。
 - ・(都)八幡築港線（産業道路）
 - ・(都)一国幹線（国道45号）
 - ・(都)玉川岩切線（県道泉塩釜線）
 - ・(都)下馬東宮線（塩釜七ヶ浜多賀城線）
 - ・(都)大代七ヶ浜線（塩釜七ヶ浜多賀城線）
- ・市内及び隣接市町間の交通需要に対応する都市幹線道路として位置づけられる都市計画道路については、適切な維持管理を進めるとともに、未整備区間の整備を推進します。
 - ・(都)多賀城跡仙台港線
 - ・(都)笠神八幡線
 - ・(都)南宮北福室線
 - ・(都)新田高崎線
 - ・(都)高崎中央線
- ・早期に措置を講ずべき状態の橋梁については、長寿命化計画に基づき計画的に補修工事を実施し、長寿命化を図りながら維持管理を進めます。

(2) 生活道路

○安全性の確保及び防災機能の強化

生活道路は、各宅地に接続する身近な道路として、市民の生活に密着する道路であることから、日常的な交通安全上の問題の解消を図ります。また、生活道路の幅員拡幅により、災害時における緊急車両の通行や住民の避難を容易にする等、防災機能の確保を図ります。

主な施策の方針

- ・通過交通の多い路線や交通危険性の高い交差点、通学路等では、交通安全対策を進めます。
- ・定期的な道路パトロールを継続し、通年にわたり道路安全管理を実施します。
- ・本市の指導要綱路線は、建築行為等の発生機会を捉えて幅員拡幅を実施します。

2-3. 歩行者・自転車道の方針

○水と緑を活かした歩行者ネットワークの形成

通勤、通学等の日常生活における徒歩利用の促進のほか、散歩、ジョギングの増加に対応して、市域全体での歩行回遊性を高めるため、身近な生活道路の整備を軸にしながら、公園・緑地、砂押川及び七北田川の堤防沿い、歴史、文化資源を結ぶ歩行者ネットワークの形成を図ります。

また、自転車利用の利便性と安全性の向上を図ります。

○人にやさしい歩行環境の充実

歩行者の安全性、快適性に配慮し、安心して移動できる歩行環境を確保するため、道路や交通環境の充実を図ります。

主な施策の方針

- ・砂押川の堤防等を活用した歩行者道の適切な維持管理に努めます。
- ・七北田川については、散策道として利用されている堤防道路やレクリエーション空間の適切な維持管理に努めます。
- ・幹線道路の整備を進め、歩道の連続性を確保します。
- ・歩行者と自転車双方の安全性確保に向け、既存道路の利用状況や安全性の検証を図り、自転車通行帯の整備の必要性を検討します。
- ・重点的・戦略的なバリアフリー環境の形成に向け、移動等円滑化促進方針又はバリアフリー基本構想の策定を検討します。
- ・バリアフリー化をはじめとするユニバーサルデザインに配慮した歩行空間、交通安全施設、観光客にも分かりやすい案内標識の継続的な整備や維持管理に努めます。
- ・史跡のまち多賀城に相応しいデザインの修景施設の設置により、快適な歩行者空間の整備を進めます。

2-4. 公共交通の方針

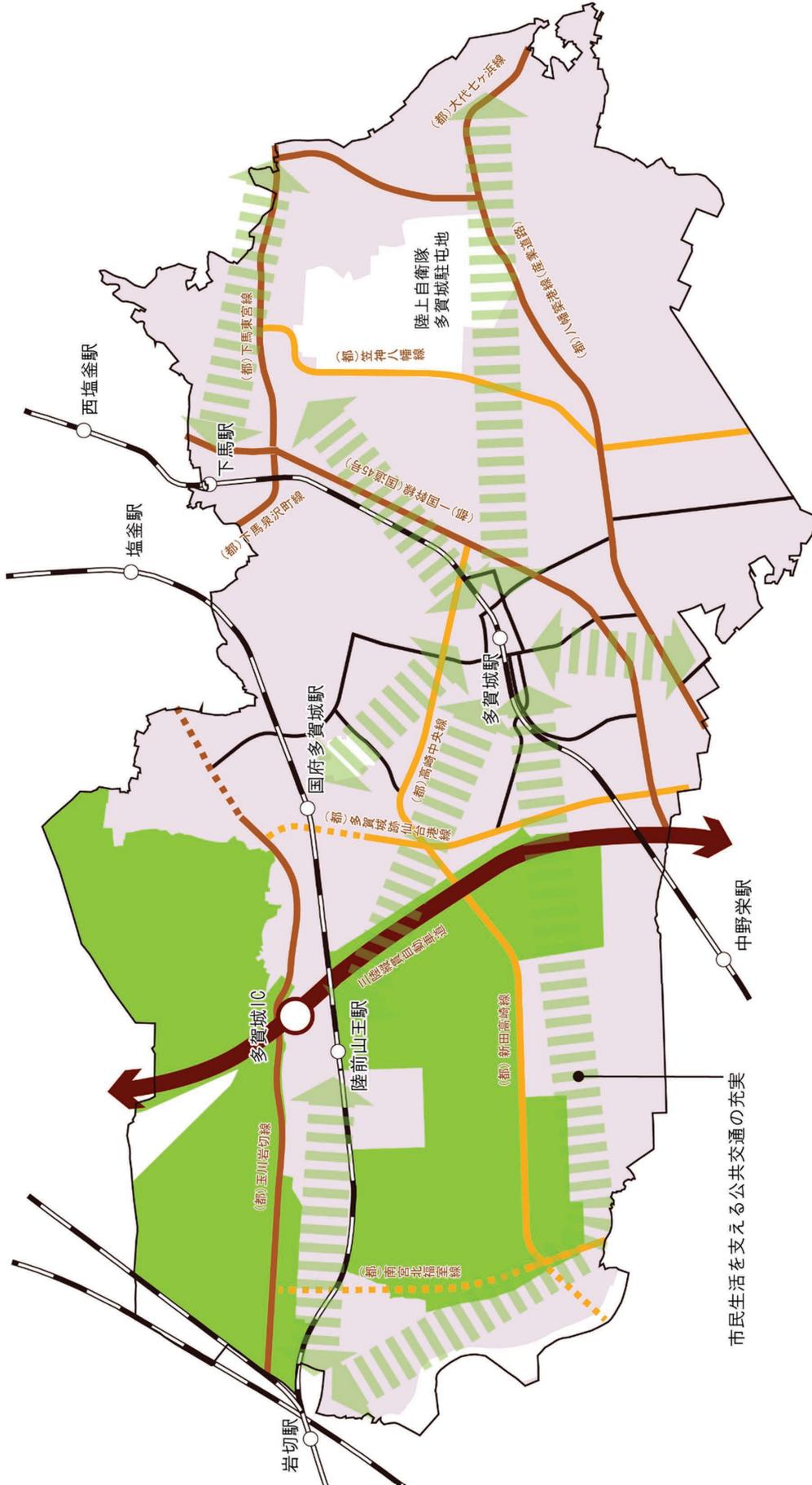
○公共交通の利便性向上と利用促進

移動の拠点となる駅が半径1km利用圏内に7駅(多賀城駅、下馬駅、中野栄駅、陸前山王駅、国府多賀城駅、岩切駅、塩釜駅)あり、その間を多賀城市、塩竈市、七ヶ浜町の各市町のコミュニティバスが運行している公共交通機関を活かし、広域的にも利便性が高く使いやすい公共交通の利用環境をつくりまします。

主な施策の方針

- ・本市の交通利用特性や利用実態を踏まえ、最適な公共交通のあり方を検討するとともに、鉄道や他の路線バス等との乗り継ぎを考慮した、バスダイヤ・バスルートの見直しを検討します。
- ・駅やバス停が遠い公共交通の空白地域の新たな公共交通のシステムを検討します。
- ・多賀城駅及び駅前空間の適切な維持管理を実施し、円滑な移動や市民が集う憩いの場としての施設の利用を促進します。
- ・駅周辺での放置自転車対策と、駐輪施設の適切な維持管理を実施します。
- ・観光客が目的地によってJR東北本線とJR仙石線を混乱なく利用できるよう、案内表示の改善等を関係機関に要請します。

【道路・交通体系の方針図】



市民生活を支える公共交通の充実

例			
	主要幹線道路 (整備済)		都市幹線道路 (整備済)
	主要幹線道路 (未整備)		都市幹線道路 (未整備)
	広域交通軸		市街地
	公共交通軸		

3. その他都市施設の方針

3-1. 基本的な考え方

■生活環境の向上に向けた公園・緑地の充実・維持

公園・緑地は、市民の遊び、憩い等の場であるとともに、地域や日常生活にうるおいを与える空間として、また、災害時の一時避難場所としての地域防災の向上といった多機能性も有していることから、市民の生活を支える重要な基盤施設として適切な維持管理に努めます。

■生活環境の向上、安全な生活を支える治水対策の推進

健康で快適に暮らせる生活環境の向上を図るため、汚水施設の適切な維持管理に努めるとともに、洪水、豪雨等による水害に対する安全性を高め雨水を適切に処理する公共下水道の整備のほか、雨水の流出を抑制する総合的な治水対策を図ります。また、老朽化が進行するインフラ施設について、長期的な視点に立った対策に取り組んでいきます。

■安定した住生活を支える住宅供給(市営住宅)

住宅に困っている人が、安定した住生活を送ることができるよう、適正な戸数の公営住宅の確保を図り、住生活の安定化と社会福祉の増進に努めます。

3-2. 公園・緑地の方針

○市民需要及び観光需要に対応した公園配置、整備

「多賀城南門」・「あやめ園」に並ぶ中央公園の新たな顔、「都市型スポーツ」により、県内公園では味わうことができない本格的「都市型スポーツエリア」による新たな多賀城ブランドを創出し、東北随一の複合的な交流拠点に相応しい、本市独自のスポーツツーリズムを展開した新しい人の流れの創出等による公園の利用促進や魅力向上を目的として、官民連携事業の導入による公園整備に取り組みます。民間事業者による宅地開発が行われる場合も、既存公園の配置状況や市民需要を勘案して、公園の適正な配置、整備を図ります。

○機能維持のための適切な維持管理

日常的な機能に加え、災害時における機能が十分発揮できるよう、本市と公園利用者及び公園愛護団体が適切な維持管理に努めます。

主な施策の方針

- ・中央公園の未整備エリアについて、官民連携事業（Park-PFI）の導入を進めます。その他の未整備の都市計画公園については、民間事業者との積極的な連携を図る等、中央公園整備と並行しながら検討を進めます。
- ・民間事業者による宅地開発が行われる場合には、多賀城市開発指導要綱等に基づき協議・指導を行い、適正な公園整備を促進します。
- ・公園施設長寿命化計画に基づき、予防保全的管理により適切な維持補修や機能更新に取り組みます。
- ・地域に密着した公園については、地域住民による愛護活動に加え、企業による花壇整備の支援に向けて、制度改定を検討します。

3-3. 公共下水道の方針

○安全で快適な暮らしの実現に向けた機能強化・維持管理

市民の安全で快適な生活環境を実現するとともに、大雨による浸水被害の軽減を図るため、老朽化が進む下水道施設の機能強化、適正な維持管理・更新を図ります。

主な施策の方針

- ・雨水の浸水被害がみられる地域については、下水道（雨水）の整備の検討を進めつつ、市民自らが生命と財産を守るための行動が取れる情報発信について検討します。
- ・雨水及び汚水ストックマネジメント計画に基づく維持管理・更新を進めます。
- ・宅地における雨水流出抑制を支援し、雨水流出による浸水被害の軽減に繋がります。

3-4. 公共施設の方針

○施設の適正な修繕・改修

市営住宅については、将来の需要見通しを踏まえながら、適正な戸数の維持を図るとともに、施設の老朽化に配慮した修繕・改修を検討します。

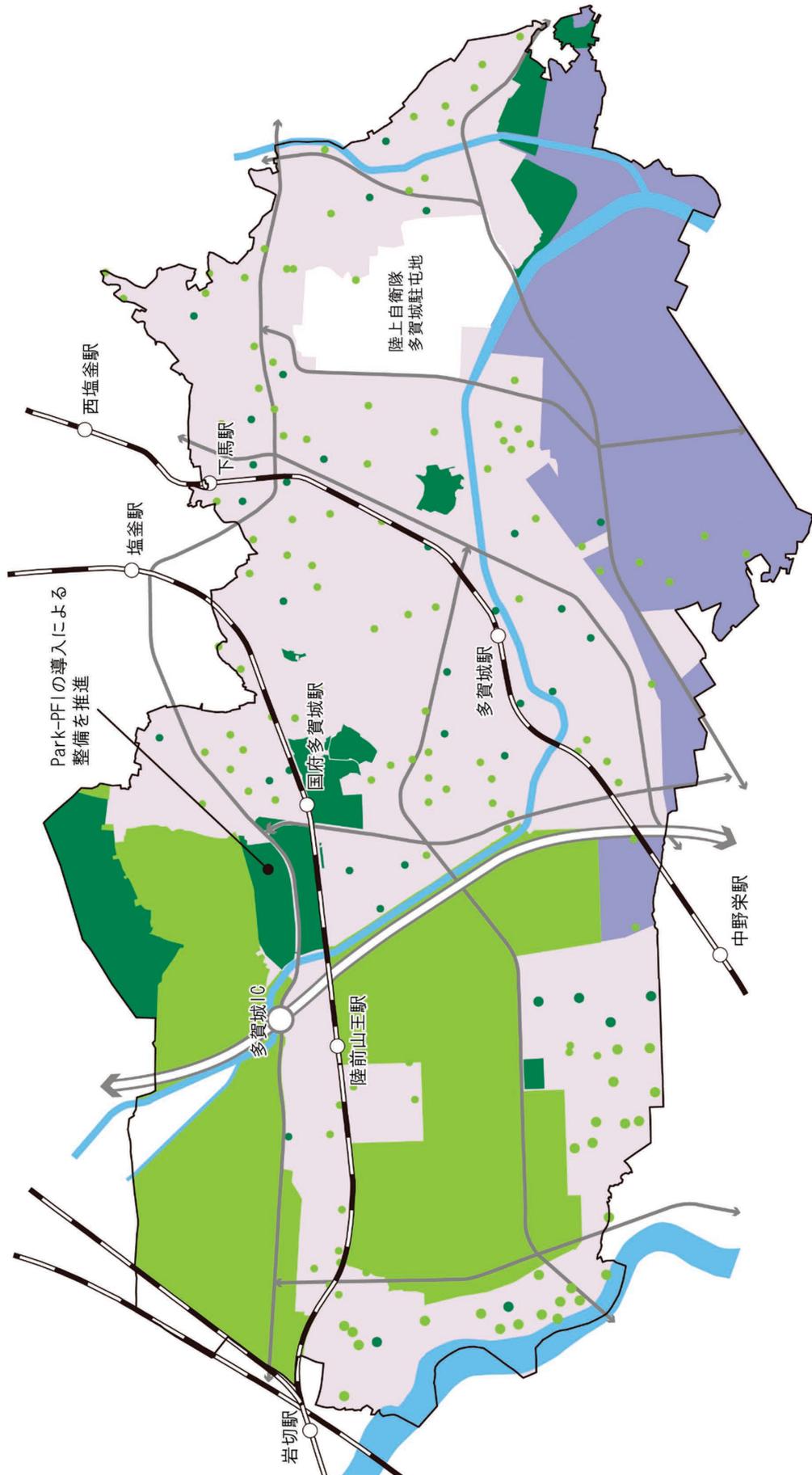
その他公共施設については、老朽化に伴う建替等において、環境に配慮した内容を検討します。

主な施策の方針

- ・市営住宅ストック総合活用計画や公営住宅等長寿命化計画に基づき予防保全的管理の視点で維持管理・修繕等を進めます。
- ・公共施設の老朽化に伴う建替や大規模改修の際には、環境に配慮した施設となるよう建替・改修内容を検討します。

I	都市計画マスタープランの概要
II	まちづくりの視点及び現状・課題
III	基本構想
IV	分野別方針
V	地域別構想
VI	計画の実現に向けて
	参考資料

【その他施設の方針図】



凡 例

●	都市計画公園・緑地	●	その他身近な公園	■	住居・商業系市街地	■	工業系市街地
■	大規模公園・緑地	■	農地・樹林地				

4. 景観・都市環境の方針

4-1. 基本的な考え方

■個性や魅力を実感できる美しい景観形成

本市ならではの個性や魅力を高め、美しい景観を創出するために、多賀城市景観計画に基づき、歴史的資源の保全や歴史的街並みの整備を実施するとともに、都市的景観の形成には市民、事業者及び行政がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携して良好な街並みの形成を図ります。

特に、歴史や文化を生かした景観形成には、地域住民の理解と協力が必要不可欠であることから、様々な歴史的資源と調和した品格ある景観を大事にして、次の時代へと受け継ぐことに対する市民意識を高める取組を進めます。

■緑豊かなうるおいある都市環境の創出

市街地には、公共施設や公園における緑のほか、街路樹、生垣、そして史跡の周辺等に緑が確保され、さらに、市街地を緩やかに流れる砂押川、七北田川及び野田の玉川が、市民に憩いやうるおいのある景観をもたらしています。また、緑は二酸化炭素を吸収・固定化する機能を有しており、脱炭素社会の実現に貢献するものです。このような既存の資源、特性を活かしながら、質の高いより良い居住環境の形成及び都市の脱炭素化を図るために、市街地内の貴重な水辺と緑の保全・活用を進め、緑豊かなうるおいある都市環境の創出を図ります。

4-2. 景観の方針

○景観重点区域における良好な景観づくり

多賀城市景観計画における景観重点区域では、建物の形態や意匠の制限、広告物の制限、修景整備、緑地の保全等により、史跡景観に配慮した街並みの形成や田園景観の保全等、歴史的風致に配慮した景観形成を図ります。

○その他区域での良好な景観づくり

重点区域以外においても、景観の保全、形成に対して市民需要の高い区域や市民の原風景となっているような区域については、良好な景観及び景観資源の保全や景観を阻害する要因への対応を図ることで、良好な都市景観の形成を図ります。

○市民参加による景観づくり

多賀城市景観計画に基づき、市民参加による良好な景観形成を進めるとともに、景観資源の保全や活用に対する市民活動を支援します。

主な施策の方針

- ・良好な景観を有する地区では、多賀城市景観計画に基づき、景観の保全を図ります。
- ・歴史、文化資源を有する地区では、歴史的風致維持向上計画に基づく環境整備を進めます。
- ・歴史、文化資源を有する地区では、本市が実施する復元工事の推進を図ります。
- ・公共施設において、敷地内の緑化を進め、景観に対する意識を高めます。

- ・工業系土地利用において、街路樹、植栽帯等の公共空間における緑の創出に取り組みます。
- ・樹林地、公園・緑地、砂押川等を結ぶ道路及び沿道敷地の緑を維持します。
- ・生垣の設置や花壇づくりといった市民の緑化活動を促進します。

4-3. 都市環境の方針

○市街地内の緑の保全

本市の市街地の緑は、市民の暮らしにうるおいをもたらす貴重な資源となっています。このため、保安林や特別緑地保全地区等の法制度の適用等も視野に入れながら、積極的に身近な緑の保全と活用を図ります。

○緑豊かな市街地の形成

緑豊かな市街地を形成するために、民間と本市がそれぞれの特性や資源を活かして公共施設等や民有地の緑化等の取組により、緑の保全だけでなく、新たな緑の創出を図ります。

○河川空間を活用した水と緑のネットワークの形成

緑の連続性を確保するため、砂押川を軸に、北部に広がる樹林地、市街地内の公園・緑地を結び、身近に豊かな自然環境と親しめる水と緑のネットワークの形成を図ります。

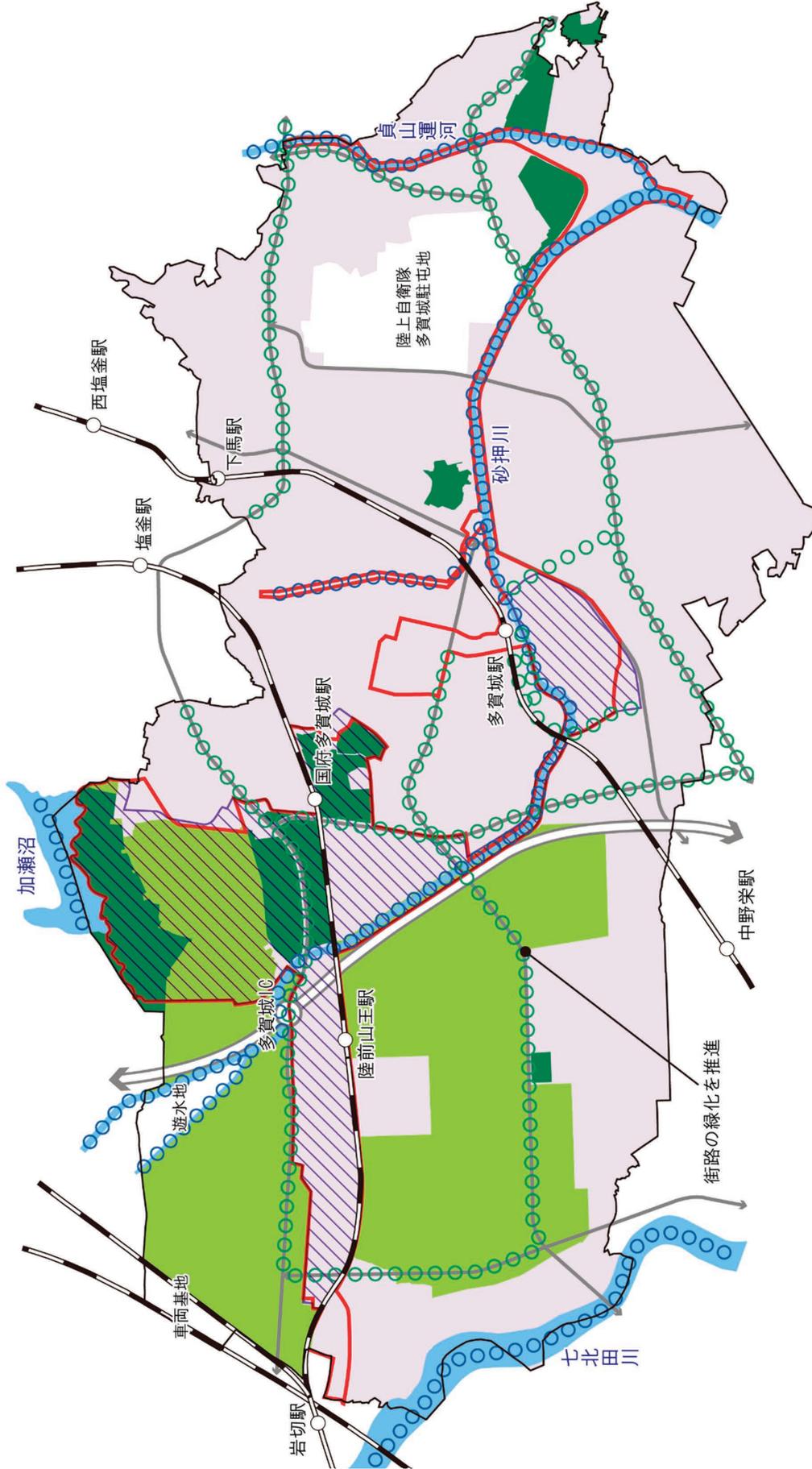
○環境負荷に配慮した取組の促進

都市の抱える課題の一つである環境負荷の軽減については、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを実現するため、公共施設や家庭における省エネルギー・再生可能エネルギーの導入促進を図ります。

主な施策の方針

- ・継続的な維持管理により、街路や河川等の緑化保全を進めます。
- ・公共施設において、敷地内の緑化を進め、景観に対する意識を高めます。【P48 再掲】
- ・生垣の設置や花壇づくりといった市民の緑化活動を促進します。【P49 再掲】
- ・工業系土地利用において、街路樹、植栽帯等の公共空間における緑の創出に取り組みます。【P49 再掲】
- ・工業系土地利用において、緑の創出に向けた企業等との緑化活動のあり方を検討します。
- ・樹林地、公園・緑地、砂押川等を結ぶ道路及び沿道敷地の緑を維持します。【P49 再掲】
- ・公共施設において、省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー設備の導入を検討します。
- ・家庭や企業等における省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入促進に向け、情報提供等に取り組みます。

【景観・都市環境の方針図】



凡 例	
	大規模公園・緑地
	市街地
	農地・樹林地
	景観重点区域
	歴史的風致維持向上地区
	水のネットワーク
	緑のネットワーク

5. 都市防災の方針

5-1. 基本的な考え方

■防災・減災機能の強化

震災で得られた教訓を活かし、食糧や資機材等を分散備蓄し、市民が安全に一時避難できる場所として防災拠点機能の維持・確保を図るとともに、市民生活の安全を高めるための避難路や避難場所の確保、都市施設や市街地の防災・減災機能の強化等を図ります。

■防災・減災意識の向上と地域防災力の強化

災害時における迅速な初動対応や救助活動を行うためには、市民一人ひとりの「心」と「物」の備え、地域のつながりや支え合いが重要であることから、市民の防災意識の向上を図るとともに、市民・企業・行政が一体となった地域防災力の強化を図ります。そのために、市民自らが命と財産を守る行動を取れるような情報発信等、仕組みづくりを進めていきます。

5-2. 防災・減災機能の強化

○避難路及び緊急輸送道路の確保

災害時において、円滑な避難や物資の輸送が可能となるように、南北方向を中心に幹線道路網の確保を図るとともに、避難案内板の設置を進めます。また、生活道路については、防災面での機能が確保できるように改善を図ります。

○災害時における都市施設の機能確保

災害時においても、道路、公園、下水道等の都市施設の機能が確保されるよう、耐震性の向上を図る等、適切な維持管理を図ります。

主な施策の方針

- ・倒壊危険性の高いブロック塀の除却を促進します。
- ・狭あい道路は、社会資本整備総合交付金を活用しながら、建築行為等の発生機会を捉えて幅員拡幅を実施します。
- ・木造住宅の耐震化を促進します。
- ・雨水の水路等の定期的な除草や泥上げを実施し、通水能力の維持に努めます。
- ・道路のパトロールを定期的に行い、豪雨や地震時は緊急に道路、法面の点検を実施し、危険と判断した場合は、通行止め等の措置を実施します。
- ・急傾斜地の崩壊による被害を未然に防止するため、県と協力し平常時から定期的パトロールを実施するとともに、危険性について市民への情報発信を実施します。
- ・豪雨や地震時には、急傾斜地のパトロールを実施し、実態把握に努め、危険と判断した場合は、地域住民に避難を呼びかけます。
- ・空家にしないための予防保全的な仕組みづくりや情報発信等を積極的に進めます。

5－3. 地域防災力強化の方針

○市民の防災・減災意識の向上

大規模な災害が発生した際には、自らの生命や財産は自ら守るという自助意識を高めていくために、防災教育の充実、地震及び津波のハザードマップ等の情報発信の取組を進めます。

○自主防災体制の強化

地域の自主防災力を強化するため、地域内でのコミュニティ形成に資する活動、地域防災リーダーの育成、自主防災組織の活動を引き続き支援します。

主な施策の方針

- ・災害発生時に指定避難所及び指定緊急避難場所が円滑に運営することができるよう、引き続き取り組みます。
- ・地域の防災リーダーの育成や、自主防災組織の活動支援を引き続き実施します。